

2023年10月26日

適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 西島 秀向 殿

株式会社スタークリーナイトカンパニー
代表取締役 木村 敏彰

回答書

前略

当社は、貴法人からの2023年9月28日付け申入書（以下「貴申入書」といいます。）に対して、以下のとおり回答いたします。

1. 当社チケット規定第2条及びイベント中止保証付きチケットに関する定めについて

貴法人は、貴申入書において、当社チケット規定第2条及びイベント中止保証付きチケットに関する定めについて、民法第536条1項に比して消費者の権利を制限するものであることなどを理由に、消費者契約法第10条に違反するとして、改定を申し入れられています。

しかしながら、当社チケット規定第2条が消費者契約法第10条に違反するか否かについては、貴法人が2023年6月5日付け「お問合せ」や貴申入書でも言及している「別件訴訟」において、重要な争点として、現在まさに審理が行われているところです。

貴法人は、今回の申入れは差止請求としての申入れであり、別件訴訟と今回の申入れは請求内容が異なるため、別件訴訟の係属が貴申入書に対する回答を拒否する正当事由にならない旨を主張されていますが、申入れへの対応要否を検討するにあたっては、その前提として、当社チケット規定第2条が消費者契約法第10条に違反するか否かを検討する必要があるところ、これはまさに現在別件訴訟で審理されている争点であり、両者の請求は、その理由において共通しています。

また、イベント中止保証付きチケットに関する定めについても、消費者契約法第10条に違反するか否かを検討するためには、貴法人のご主張を前提とすれば、当社チケット規定第2条が消費者契約法第10条に違反するかがその前提として問題になりますので、やはり、請求の理由が別件訴訟と共通しています。

当社としましては、当社チケット規定第2条及びイベント中止保証付きチケットに関する定めについて、上記争点に関する裁判所の判断を踏まえて改定の要否を検討す

る予定であり、現時点において、貴法人の申入れへの対応は致しかねます。

2. 当社チケット規定第 6 条について

貴法人は、貴申入書において、当社チケット規定第 6 条について、当社の過失等に基づく債務不履行や不法行為についても当社の損害賠償責任を全部免責するものであり、消費者契約法第 8 条第 1 項第 1 号・第 3 号に違反するとして、改定を申し入れられています。

しかしながら、当社の貴法人に対する 2023 年 7 月 7 日付け回答書において既に申し上げたとおり、当社チケット規定第 6 条は、当社に帰責事由がある場合における当社の損害賠償責任を全部免責する趣旨の規定ではありません。このことは、「通信回線の混雑」や「コンピュータシステム上の不慮の事故」等、およそ当社の帰責事由によることが想定されない事由を例示列举していることからも明らかです。また、実際にも、当該規定を理由に当社の損害賠償責任を全部免責したことは一切ありません。

もっとも、当社としましても、消費者に対し、当社の損害賠償責任を全部免責する規定であるとの誤解を与えることは本意ではないため、貴法人のご指摘も踏まえ、当社チケット規約第 6 条について、以下のとおり改定することを予定しております（太字下線部を加筆）。

第 6 条：(免責事項)

通信回線の混雑またはコンピュータシステム上の不慮の事故その他の当社の責めに帰すべからざる事由により、チケット予約の成否の確定またはその通知に遅れが生じた場合や申込が不能の事態となった場合、これによりお客様または第三者に生じた損害に対し、当社は一切責任を負いません

草々